

仙台市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針について

1. 背景

国は、公共建築物等における木材の利用拡大を図ることを目的に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年10月施行）を制定。それに基づき国及び県は利用促進に関する方針を策定し、市では、それらに即し方針策定可能との規定となっている。

国の補助事業の採択においては、市の方針の策定が必須条件となっており、また、県の補助事業においては、自治会等の任意団体・法人等（市町村を除く）が整備する公共建築物等に対して、市町村が方針を策定している場合に優先的に補助が受けられる。

このようなことから、本市においても「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定していく必要がある。

（国の方針）

低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図ることや、内装の木質化など木材の利用促進する外、木質バイオマス燃料の導入に務めることとしている。

（県の方針）

積極的に木造・木質化を推進。更に地域材を利用する。

2. 本市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針の概要

(1) 公共建築物について、費用対効果を勘案のうえ、木造・木質化に努めるとともに、木材を原材料とした備品及び消耗品等の利用促進を図る。

(2) 木造・木質化にあたっては、地域材を利用する。

(3) 公共土木工事等においても、必要に応じ木材の利用推進に努める。

このような取り組みにより、木材の需要の拡大に寄与することを目的としている。

※自治会等の任意団体・法人等（市町村を除く）についても、同様な取り組みとする。

【参考】公共建築物等の具体例

学校，社会福祉施設，病院・診療所，運動施設，社会教育施設，公営住宅，庁舎，職員宿舎等。